

宇都宮市 配偶者からの 暴力対策基本計画

2014年(平成26年)度～2018年(平成30年)度



〈カモミールの花言葉 ～逆境の中の力～〉

計画の基本的な考え方

- ① DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、市民と行政が一体となって社会全体にDVについての理解を深め、DVを許さない社会をつくります。
- ② 被害者の安心と安全に配慮し、相談・保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。
- ③ 関係機関、民間支援団体、行政の連携・協力体制を強化し、被害者の相談・保護から自立に至るまで、被害者を孤立させない支援を行います。



配偶者からの暴力(DV)根絶に向けて

本市においては、平成20年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置するとともに、平成21年3月に、中核市初となる「配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、総合的かつ一体的にDV対策に積極的に取り組んできました。

しかしながら、DVが社会的問題として顕在化するなか、本市のDV相談件数も平成18年度から平成24年度にかけて倍増しており、多様化・複雑化する相談への対応や自立支援、未然防止等、DV対策の更なる推進が求められています。

こうした状況を踏まえ、DV根絶に向け、これまでの取組を着実に推進するとともに、被害者の実態に即した、よりきめ細かな支援ができるよう、事業の取組内容を充実させ、関係機関や団体等との連携を強化し、全市一体となって取り組むため、「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定します。

目標

「過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合」を0%に近づけます。

本計画は、「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」(平成25年度～平成29年度)の分野別計画です。

同行動計画の「基本目標 男女が互いに人権を尊重し大切に社会の実現」のうち、「男女間におけるあらゆる暴力の根絶」の目標値を本計画の目標として掲げ、各施策を推進します。

	過去 (平成18年度)	現状 (平成23年度)	目標 (平成29年度)
過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合	12.7%	15.9%	0%に近づける

出典)「平成18、23年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市



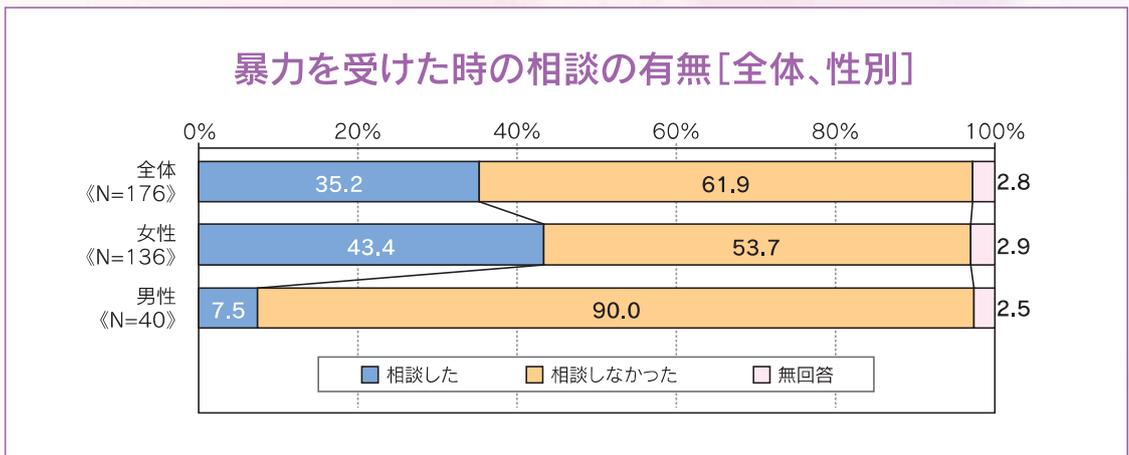
計画の
目標値

「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を着実に推進し、計画の進捗度合いを計るため、各施策につながる成果指標を設定し、目標値の達成を目指します。

- 1 DVは、外部から発見されにくい特性や家族の問題とする傾向があり、被害者は暴力を受けながらも相談せずに悩んでいることから、DVの未然防止対策の推進や相談体制の充実に取り組み、「配偶者や恋人から暴力を受けたときに相談した人の割合」を40%にすることを目標値とします。

成果指標	過去値 (18年度)	現状値 (23年度)	目標値 (30年度)
配偶者や恋人から暴力を受けたときに相談した人の割合	31.0%	35.2%	40.0%

出典)「平成18、23年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市



出典)「平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市

- 2 被害者は、複数の悩みを同時に抱えながら自立に向けた生活を始めなければならないことから、相談から自立に向けた切れ目のない支援に取り組み、「市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け、暴力から逃れて新たな生活を始めたDV被害者の人数」を55人にすることを目標値とします。

成果指標	過去値 (21年度)	現状値 (24年度)	目標値 (30年度)
配偶者暴力相談支援センターで相談を受け、暴力から逃れて新たな生活を始めたDV被害者の人数	5人	25人	55人

出典)宇都宮市配偶者暴力相談支援センター調べ
(市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け、配偶者等と別居し、住民票を異動して住民基本台帳の閲覧制限をかけた人数)

計画の体系



基本目標

施策の方向

施策

事業 ★印は重点事業

I

DVを許さない
社会づくり

①
DVの未然
防止対策の
推進

DVの防止・理解促進に
向けた啓発の充実

若年層からの意識啓発の充実

人権教育や男女共同参画
の意識づくりの充実

DV防止啓発事業

市民協働によるDV防止啓発事業★

デートDV防止啓発事業★

人権・男女共同参画に関する啓発事業

学校における人権教育・性と健康に関する教育

II

相談から自立に向けた切れ目のない支援体制の充実

②
相談体制の
充実

相談窓口の周知の強化

配偶者
暴力相談支援センターの
相談機能の充実

被害者の身近なところでの相談窓口の周知★

外国人に対する相談窓口の周知

多様な相談への対応★

各種相談窓口との連携

③
緊急時における
被害者の安全の
確保

一時保護における
関係機関との連携

保護命令制度の利用

関係機関との連携による安全確保

民間支援団体との連携による一時保護

一時保護者への支援

保護命令制度の利用における支援

④
被害者の
自立支援体制
の充実

被害者の自立に向けた
各種情報の提供

被害者の自立に向けた
各種生活支援の充実

被害者の心のケアの充実

被害者の子どもへの
支援の充実

民間支援団体との連携に
よる自立支援事業の充実

就労・日常生活・各種手続等の情報提供

住宅確保に向けた支援

就労準備に向けた支援

福祉施策等を活用した支援

行政手続等における助言・同行支援★

関係部署との連携による被害者情報の厳正な管理★

心と体の健康回復に向けた支援

子どもの心のケア・発達支援★

就学における支援と配慮

保育所入所における配慮

保育士・教職員等へのDVに関する研修

民間支援団体との連携による自立支援事業★

III

推進体制の充実

⑤
関係機関等との
連携・協働による
DV対策の推進

関係部署・関係機関等との
連携強化

他市町との連携強化

関係職員の窓口対応の向上

関係部署との情報共有・連携強化★

関係機関等との情報共有・連携強化★

他市町との情報共有・連携強化

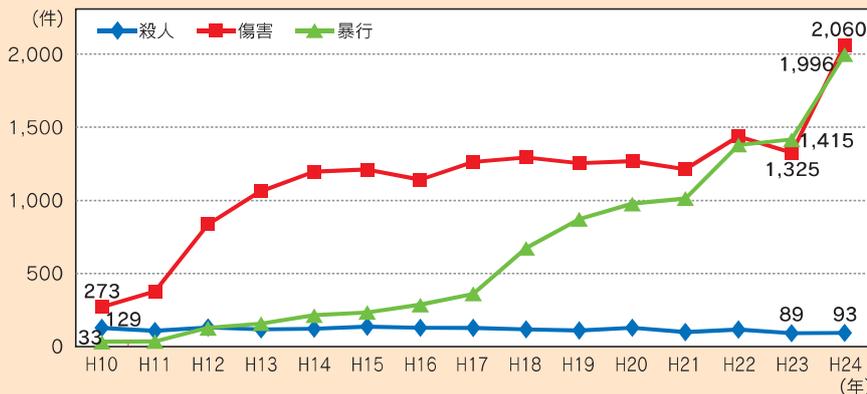
社会全体にDVについての理解浸透

DVを許さない社会をつくるためには、市民と行政が一体となって社会全体にDVについての理解を深める必要があることから、若年層をはじめ、幅広い世代を対象に、様々な機会や手段を通じてDVに関する教育や各種啓発事業を行うとともに、特に、被害者やその子どもに関わることが多い学校関係者、医療関係者、各種行政窓口職員等のDVについての理解を深め、DVの未然防止、早期発見、早期対応につなげていきます。

人権教育、男女共同参画意識の醸成

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、被害者の多くは女性であり、男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は決して許されない行為であることから、人権教育や男女共同参画意識の醸成に取り組めます。

夫から妻への犯罪の検挙状況



出典)『平成25年版男女共同参画白書』内閣府

主な 取組

DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実

- 様々な機会や手段を通じて、DV防止啓発事業を実施します。また、「うつのみやDV根絶強化月間(11月)」において、集中的に事業に取り組めます。
- 民生委員・児童委員、医療機関等への啓発を実施するなど、市民協働により啓発を行います。

若年層からの意識啓発の充実

- 学校等でのデートDV防止出前講座の実施や成人式等での啓発など、若年層への啓発を行います。

人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実

- 地域や企業等に対し、人権擁護委員や国・県と連携した人権啓発事業の実施や、男女共同参画推進月間等における男女共同参画啓発事業に取り組めます。
- 教職員への人権教育の研修等の実施や、授業などで男女共同参画教育参考資料を活用します。

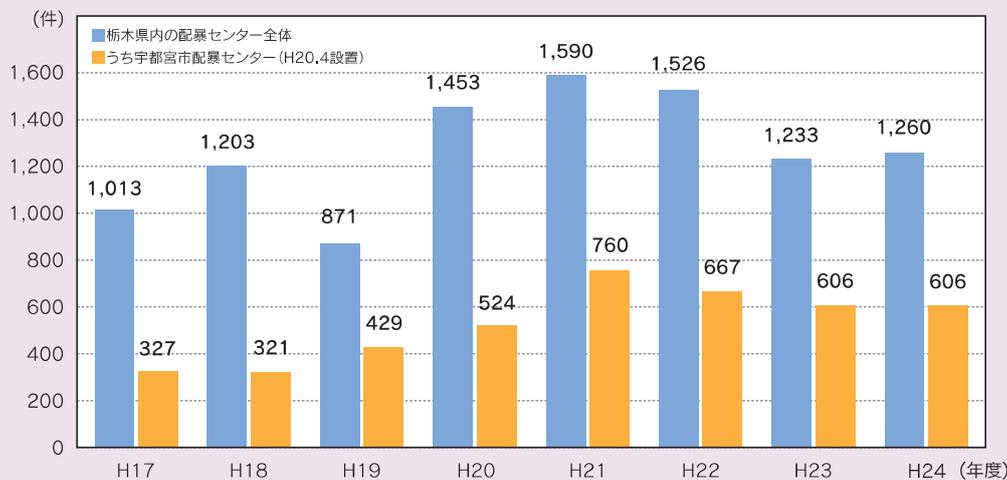
Ⅱ 相談から自立に向けた 切れ目のない支援体制の充実



相談体制の充実

DVは家庭内で行われ、外部から発見されにくい特性や家族の問題とする傾向があり、被害者は暴力を受けながらも逃げ出さずに悩んでいることから、深刻な被害を招かないよう、被害者のより身近なところでの相談窓口等の積極的・効果的な周知を行います。また、専門性の高い相談内容や増加傾向にある相談に的確に対応していくため、配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実を図ります。

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の推移

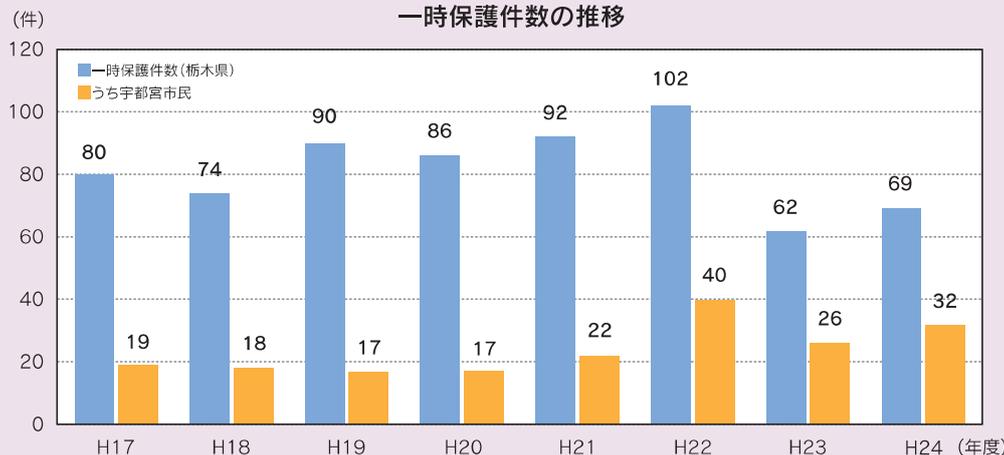


出典)とちぎ男女共同参画センター調べ、宇都宮市配偶者暴力相談支援センター調べ

保護体制の充実

DVは、被害者の生命身体の安全に直結する重大な問題であり、緊急時における被害者とその子どもの安全を確保するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、警察やとちぎ男女共同参画センターとの情報共有・連携強化を図るとともに、一時保護者の同行、助言等を行うなど、被害者の円滑な一時保護を行います。また、被害者に保護命令制度について教示するなど、保護命令制度の円滑な利用及び実効性の確保を図ります。

一時保護件数の推移

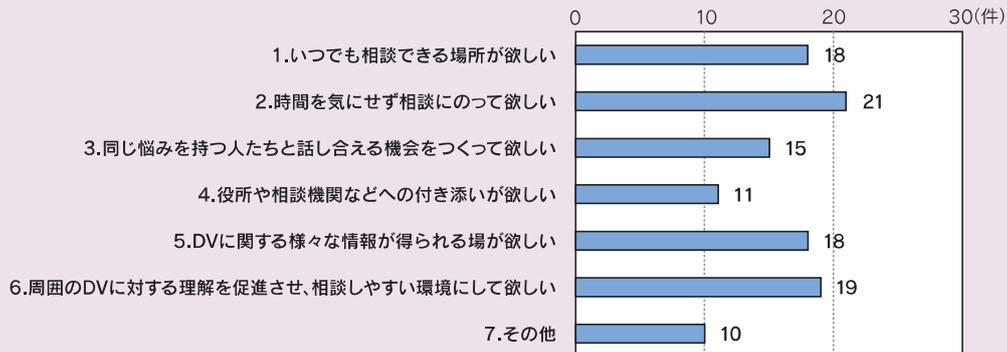


出典)とちぎ男女共同参画センター調べ、宇都宮市配偶者暴力相談支援センター調べ

自立支援体制の充実

被害者は、複数の悩みを同時に抱えながら自立に向けた生活を始めなければならないことから、被害者の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、行政手続等の同行支援、被害者及びその子どもへの継続した心のケア、就労支援、住宅の確保、既存の福祉施策等の十分な活用による支援、自立支援事業などの自立支援策の充実を図ります。また、被害者の自立支援においては、被害者の安全を確保するため、住所等の被害者に関する情報管理に細心の注意を払います。

相談・支援機関にあれば良かった支援(複数回答)



出典)「配偶者などからの暴力に関する調査」宇都宮市(平成25年度)

主な 取組

相談窓口の周知強化や配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実

- 公共施設や被害者のより身近な民間施設等において相談窓口を周知します。
- 相談員の専門性の向上に向けた研修を充実するとともに、カウンセリングや法律相談を実施します。
- 男性を対象とした相談窓口の設置など、市民のニーズに対応した相談体制について検討します。

一時保護における関係機関との連携

- 警察、とちぎ男女共同参画センター、民間支援団体と連携し、被害者とその子どもの緊急時の安全の確保や円滑な一時保護につなげます。

被害者の自立に向けた各種情報の提供・各種生活支援の充実

- 各種就労支援事業などの就労につながる情報、日常生活、子育て等の情報を提供します。
- 市営住宅への優先入居の実施など、住宅の確保に向けた支援を行います。
- IT講座、セミナー等の実施や、ハローワークとの連携により、就労支援を行います。
- 法的手続の助言・支援や行政手続等における同行支援を行います。
- 被害者の住所等の情報が加害者に漏えいしないよう、厳正な情報管理を行います。

被害者の心のケアとその子どもへの支援、自立支援事業の充実

- 民間支援団体や関係機関等と連携し、相談支援や被害者の自立に向けた講座等を実施します。

推進体制の充実

関係機関、民間支援団体、行政の連携強化

関係機関、民間支援団体、行政の連携・協力体制を強化し、被害者の相談から一時保護、自立に至るまで、被害者の気持ちに配慮しながら、被害者を孤立させない支援体制の充実を図ります。また、他市町との連携により、広域にまたがる被害者へのスムーズな対応を行います。

主な 取組

関係部署・関係機関等との連携強化

- 市内の関係部署で構成される「DV防止市内連絡調整会議」や、関係機関等で構成される「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図ります。
- 「虐待・DV対策連携会議」を開催するなど、虐待等に係る関係機関等との連携を強化します。

他市町との連携強化

- 他市町と連携し、市域をまたがって避難する被害者の円滑な保護や早期自立を支援します。

計画を推進するために

1

市内関係部署、関係機関、民間団体等との連携・協働

市内関係部署、県のとちぎ男女共同参画センターをはじめとする関係機関、他市町、更には民間団体との連携・協働により、本計画に掲げる施策事業等を効果的に推進します。

2

計画の進行管理を行い、毎年公表

市内関係部署から成る「男女共同参画推進委員会」や外部有識者等から成る「宇都宮市男女共同参画審議会」において点検・評価を行い、毎年作成している「男女共同参画の推進に関する年次報告書」において、本計画の進捗状況を報告します。

年次報告書は、市ホームページへの掲載等により公表し、次の施策に活かします。

3

DV対策の更なる推進に向けて、調査研究を実施

DV対策を効果的に推進するためには、国・県の動向などに留意・協調することが重要です。DVを取り巻く課題を的確にとらえ、新たな施策に取り組むためにも、DVに関する調査・研究に取り組みます。

第2次 宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画

平成26年3月 発行・編集 宇都宮市 市民まちづくり部 男女共同参画課
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

Tel 028 (632) 2346 Fax 028 (632) 2347

E-mail u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp

概要版



女性に対する暴力根絶
のためのシンボルマーク